内閣参質二二二第二八号
令和八年十一月二十日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員齊藤健一郎君提出日本放送協会の受信料未納者及び未契約者への戸別訪問業務の再開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内　閣

参議院議員齊藤健一郎君提出日本放送協会の受信料未納者及び未契約者への戸別訪問業務の再開に関する質問に対する答弁書

一について

日本放送協会（以下「協会」という。）による受信料の契約・収納業務の具体的な実施方法については、御指摘の「業務改善」を含め、協会において適切に判断されるべきものであると考えている。なお、政府としては、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第七十条第二項の規定に基づき協会の収支予算、事業計画及び資金計画に付した「日本放送協会令和八年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」（以下「総務大臣意見」という。）において、協会に対し、「受信契約の勧奨等に際しては、・・・公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること」を求めているところである。

二について

前段のお尋ねについては、協会のウェブサイトにおいて、「受信契約手続きのご案内や受信料のお支払いのご案内等の一部業務」の「委託事業者一覧」に、「二千二十六年九月」を「業務開始月」として「株

式会社サンジュウナナド」が掲載されていることは把握している。

後段のお尋ねについては、御指摘の「コレックホールディングス」のウェブサイトにおいて、「社名変更に関するお知らせ」に「株式会社エヌリンクス・・・は、二千二十四年三月十八日、社名を株式会社コレック・・・に変更したことをお知らせいたします。」と、「持株会社体制への移行完了のお知らせ」に「当社は、・・・二千二十四年九月一日をもって、社名を「株式会社コレック」から「株式会社コレックホールディングス」に変更し、当社の完全子会社である「株式会社サンジュウナナド」にデジタルメディアに関する事業・・・を・・・承継させ、持株会社体制への移行が完了したことをお知らせいたします。」と掲載されていることは把握している。

三について

御指摘の「訪問業務に従事した社員の逮捕報道、無断転載問題及び子会社による助成金の不正申請等の問題」及び「戸別訪問業務」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、協会による受信料の契約・収納業務の委託先に対する監督及び指導については、まずは当該委託先を監督し、及び指導する立場にある協会において適切に講じられるべきものと考えている。

四について

御指摘の「戸別訪問業務」及び「前記の事案及びその後の改善状況」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、「どのように確認し把握しているか」とのお尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、協会の受信料の契約・収納業務の委託先の選定については、協会において適切に判断されるべきものであると考えている。

五について

御指摘の「戸別訪問業務」、「訪問先の安全や個人情報の取扱いに関する数々の事件・問題」、「過去の問題」及び「今回の戸別訪問業務の委託における再発防止策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、協会による受信料の契約・収納業務の具体的な実施方法については、当該業務の委託の要否及びその範囲、当該業務の委託先に対する監督及び指導等を含め、協会において適切に判断されるべきものであると考えている。なお、一についてでお答えしたとおり、政府としては、総務大臣意見において、協会に対し、「受信契約の勧奨等に際しては、・・・公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解

が得られるよう努めること」を求めているところである。

六について

御指摘の「戸別訪問業務」及び「受信契約及び受信料収納に関する訪問業務の適正性を確保し、国民の安心安全を守る観点」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、御指摘の「要請」の要否、方法及び内容は、個別具体的な状況により異なることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、協会の受信料の契約・収納業務の委託先を選定するに当たっては、協会において、必要な情報収集が適切に行われるべきものと考えている。